

内閣法等の一部を改正する法律案要綱

第一 内閣法の一部改正

一 内閣官房に、内閣情報通信政策監を一人置くこと。（第十六条第一項関係）

二 内閣情報通信政策監は、内閣官房長官及び内閣官房副長官を助け、命を受けて内閣官房の事務のうち情報通信技術の活用による国民の利便性の向上及び行政運営の改善に関するものを統理すること。（第十六条第二項関係）

三 その他所要の規定を整備すること。（第十六条第三項及び第十七条から第十九条まで関係）

第二 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の一部改正

一 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（以下「本部」という。）は、その所掌事務（高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策で重要なものの実施の推進に限る。）のうち次に掲げる事項に係るものを本部員たる内閣情報通信政策監に行わせることができること。（第二十六条第二項関係）

1 府省横断的な計画の作成

2 関係行政機関の経費の見積りの方針の作成

3 施策の実施に関する指針の作成

4 施策の評価

二 本部長たる内閣情報通信政策監は、一の事務を行う場合において、必要があると認めるときは、本部長に対し、当該事務に関し意見を述べることができること。（第二十六条第三項関係）

三 本部長は、本部長たる内閣情報通信政策監が一の事務を行う場合において、当該事務の適切な実施を図るため必要があると認めるときは、内閣情報通信政策監に対し、当該事務の実施状況その他必要な事項の報告を求めることができること。（第二十八条第三項関係）

四 本部に置かれる本部長に内閣情報通信政策監を加えること。（第三十条第二項関係）

五 地方公共団体は、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定又は実施のために必要があるとき、本部に対し、情報の提供その他の協力を求めることができること。（第三十二条

第一項関係）

六 本部は、前項の規定による協力を求められたときは、その求めに応じるよう努めるものとする。

（第三十二条第二項関係）

第三 国家公務員法及び特別職の職員の給与に関する法律の一部改正

内閣情報通信政策監を特別職とし、その俸給月額について定めるものとする。 (国家公務員法第二
条第三項、特別職の職員の給与に関する法律第一条関係)

第四 附則

一 この法律は、平成二十五年四月一日から施行するものとする。ただし、二の4に係る部分については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成二十五年法律第
号) の公布の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行すること。 (附則第一項関係)

二 政府は、第一の一によって内閣官房に内閣情報通信政策監が置かれることを踏まえ、情報通信技術の活用により国民の利便性の向上及び行政運営の改善を図る観点から、強化された内閣官房の総合調整機能
能を十全に発揮して、次に掲げる方策について総合的かつ一体的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 (附則第二項関係)

1 行政機関が保有する情報をインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて公表
するための方策

- 2 前号の情報を民間事業者が加工し、インターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて国民に提供するための方策（当該情報の提供を受ける者が本人であることを確認するための措置を簡素化するための方策を含む。）
- 3 行政機関による情報システムの共用を推進するための方策
- 4 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十四項に規定する情報提供ネットワークシステムを効率的に整備するための方策